

議案第 2 2 号 三田市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正趣旨

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 6 3 号）による改正後の行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）において、聴聞及び弁明の機会の付与（以下「聴聞等」という。）の通知に係る公示送達がデジタル化されたことから、三田市行政手続条例の聴聞等の通知に係る公示送達についてもデジタル化するため、所要の改正を行うもの。

2 関係法令

行政手続法

3 改正内容

聴聞等の通知に係る公示送達について、公示事項を規則で定める方法（インターネットの利用）により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くこととする。また、現行法令に取扱いにならない、あわせて字句の整備を行う。

4 条例改正の効果

インターネットによる閲覧等を可能とすることで、時間や場所を問わず、必要な情報を確認できるようにし、市民の利便性向上を図る。

なお、議案第 2 0 号の三田市公告式条例の改正に伴い、市の掲示場が、原則として市ホームページ上となることから、インターネットが利用できない市民から紙面による確認等の要望があった場合には、総務課窓口で対応を行う。

5 施行期日

令和 8 年 5 月 2 1 日